

代理店研修資料

SOMPOひまわり生命 コンプライアンス部



「重要事項説明」「情報提供」を確実に実施していますか。

POINT
1

保険募集の際に、商品の仕組みや契約の内容など、「お客さまが保険加入の適否を判断する必要な情報」を提供します。

POINT
2

情報の提供にあたっては、「ご契約のしおり・約款」に記載の

契約概要	商品の仕組み、保険金額、保険期間、保険金の支払い条件等
注意喚起情報	告知義務の内容、乗換契約の不利益事項、責任開始期、契約の失効等

を、その他お客さまに参考となるべき情報とともに説明します。

POINT
3

「契約概要・注意喚起情報/ご契約のしおり・約款」を使用し、面談(※)のうえ、各項目についてお客さまに正しくご理解いただけるまで十分な時間をかけて説明を行います。説明後、「契約概要・注意喚起情報/ご契約のしおり・約款」を必ず交付します。

(※)非対面募集など特殊な募集形態は除きます。

POINT
4

お客さまにとって不利益となる事項(※)については理解度を確認しながら説明します。

(※)既契約から新契約への乗換時の手術倍率変更等

POINT
5

特に70歳以上の高齢のお客さまについては、ご家族にご同席(※)いただくなど、ルールに則り慎重かつ、きめ細やかに対応することが必要です。(※)当社推奨ルール

◆処分内容～もし違反した場合は、処分の対象となることがあります。～

項目	届出条文	募集人標準処分	代理店標準処分
重要事項説明未実施 (不祥事件)	保険業法第300条第1項第1号	登録抹消	募集手数料削減支払 15%1か月
情報提供義務違反 (不祥事件)	保険業法第294条1項	新契約 募集停止 (1カ月)	募集手数料削減支払 5%1か月

<「重要事項説明未実施」とは>

「新契約取扱い等に際し、契約者または被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる 重要な事項（加入の判断が異なる相当程度の可能性がある事項）を故意または重過失により全く説明しない行為」をいいます。



<「情報提供義務違反」とは（改正保険業法対応）>

「新契約取扱い等に際し、契約者または被保険者に保険契約の内容、注意喚起すべき情報および参考となるべき情報の提供を行わないこと」を指し、法令等により定められた保険募集上のルールです。

